

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和5年3月13日（月曜日）

## 厚生文教委員会

日時 令和5年3月13日（月曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 議案の審査

第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」
第12号議案	「質疑・討論・採決」
第13号議案	「質疑・討論・採決」
第14号議案	「質疑・討論・採決」
第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第18号議案	「質疑・討論・採決」
第19号議案	「質疑・討論・採決」
第59号議案	「質疑・討論・採決」
第65号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 浅尾洋平 副委員長 山田辰也  
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 長田共永 鈴木達雄

### 欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院、教育部の係長以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代  
書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○浅尾洋平委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議において、本委員会に付託されました第9号議案から第19号議案、第59号議案及び第65号議案の13議案について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、最初に、第9号議案の新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、質疑お願いいたします。一般質問で聞きそびれたところがあったものですから。

今回の条例が、条例は太陽光設備設置については以前からあるんですけど、大きく変わったところの点についてもし分かればお願いいたします、以前と比べてですね。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 今回の条例では、前回要綱の中には区長さんの同意というものが必要でしたが、今回の条例からは地区区長さんの確認の押印は必要とせず、それぞれの事業者が説明会を開いたことについて、内容等を市のほうへ報告するという事になっております。

その点が大きな点でございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 新城でも、再エネの関係で太陽光発電の設備が増えていくと思うんですけど、地元との問題が、これも課題を解決するためだと思うのですが、この今、1つ言った区長さんの同意が変わったというのは非常に助かります。

それで、今、説明、報告というのがあったのですが、これは以前私たちの近くでも問題

があったのですが、太陽光の業者がこう言ったんですよね、説明と報告をここですればそれで終わりだというんですけど、参加している人たちに、こういう言い方は失礼ですが、反対されても説明と報告があれば行政側は了承してもらえるとということがありますということで説明があったんですが、この説明、報告の内容まではここには書いてないのですが、例えば、極端なことを言うと、5分でも1分でも説明、報告が終わったというようなことになりかねないと思うんですけど、そのあたりの報告事項については、それは深く入っていないと思うんですけどいかがでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 細かな点まで、時間等は指定はしてないのですが、当然地域の方に納得するような説明をしていただくのが当然でございますので、説明が1分であっても地域の人が納得していただいているかどうかという点が重要だとは思いますが、普通1分というようなことはないと思いますので、十分な説明をしていただくということでございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そこが、説明が理解できるようところでやっていっていただきたいと思えます。

それで、区長にも大きな、判こを押したではないかと責める関係者が多かったものですから、今回区長ではなくて地域の納得というのが1番大事なのです。

どうしても、向こうはお金もうけですから強引なところがあるのですが、地域の納得の点ということは、参加者がある程度納得していただいたというそういうものについての報告なんですか、それとも同意を求める何か形を残す、前は区長の判こだったんですが、今回、例えば参加者が10人いて、近隣の方が賛成、特に問題なしというような証拠とかそこまでは踏み込んでないのでしょうか、

伺います。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 説明会の実施は義務づけておるのですが、賛成を取れということまでは言ってませんので、説明会は必ず行っていただく。なお、同意までを必要とはしていませんので、どういう経過であってどういう意見が出たということをしっかり報告していただくということでございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 近くであったのは、区長さん以下困るという話があって反対があったものですから中止になったんですけど、反対の意見が非常に多かった場合は、行政側としては許可基準には、納得してもらえない地域の方、反対者が多いというのは基準になるのでしょうか。伺います。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 この条例自体、太陽光を許可するものではございませんので、許可制ということではないので、地域の方が反対された場合であっても、説明会を行えば太陽光発電の設備は設置できるのですが、その辺のコミュニケーションすらできてない部分もございましたので、しっかりそういうところから始めて行っていただきたいというように考えております。

○浅尾洋平委員長 ほかに。

カークランド委員。

○カークランド陽子委員 住民説明をして、それを市に報告することということなんですけども、その住民説明の定義というか周知の範囲というかそういうのっていうのはあるのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 関係者というのを定義しております、関係者については、広くいうと地域自治体単位の方々もそうですし、条例でいう行政区を定めるところの設置する場所の行政区の方も対象になりますの

で、あと直接は隣接する土地の所有者、市外の方であってもそういう人も対象としております。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、この中のどれかということではなくて、この中の全てに周知するというところでよかったですか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 今述べた対象の方全てということですよ。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、この条例を変えることによって、1個ハードルを設けるといいますか、業者がちゃんと住民説明やらないと設置できないよという意識を植えつけるということによかったですかね。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 意識もしっかり持っていただくということですし、区長さんたちも逆に責められるということがありましたので、そこも責任を持って説明会を開いて、それについてしっかり市のほうへ報告してくださいという考えでございます。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、これ市としては、効力というかそういったものは特になんかということですよ。これ、例えばその内容によって、こういう反対意見が多く出ましたとかいうのを見て、何か市として指導とかするということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 これに対して反対が出たから指導するというものではないものですから、例えば、草刈りをやってくださいということが出たのにやってなかったとか、そういうことが発生した場合には、しっかりやるって説明したんだからやってくださいということで指導をしていきたいと考えております。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 あともう1つなんですけども、廃棄については何かあまり、ごめんなさい、熟読してないんですけど、書いてなかったかなと思うんですけども、老朽化したときの廃棄に関する制限というか、市の関わりというのは入っているのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 この施設を廃止するときには廃止届を出すのですが、その以前に設置のときの届出をしていただくときに、計画を出していただくのですが、計画書の中で廃棄までどうやってやっていくんだということを書いて出してもらいますので、それに従ってしっかり廃棄までやっていただくように指導していきたいと思っております。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 よく聞くのは、業者が潰れちゃって、結局いなくなってしまうって責任を問う場所がなくなってしまったという話をよく聞くんですけども、例えば、市として預託金を預かるような、処分費用、そういったことってというのは可能なのでしょうか、条例に組み込むようなことは。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 可能かどうかはそこまで調べてないので分からないんですけど、今回の条例ではその予定はありませんし、やる場合でも市のほうの事務負担も結構負担となってくる部分もあると思いますので、今のところは考えていません。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 今回の変更に関してはすごくいい、前向きな変更だと思うんですけども、今後もそういったところのもうちょっと業者に廃棄まで責任を持って行ってもらえるような、というのも誰かが見つけてお金させればできるという簡単な問題ではないので、今、廃棄の仕方というのがなかなか国全体としても確立していないようなところがあって、やっぱり業者が責任持ってやって

もらわないと困るなというのは、土壤汚染につながったりするので、そういったところも今後検討していただきたいなという、意見で終わりにします。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 本会議、それから今までの質疑で大分分かったんですけども、1つこの条例の中の最後の附則のところ、1番最後の5項「この条例の施行日前に新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱第5条の規定により手続がされたものについては、この条例の相当規定により手続されたものとみなす。」ということでありますけども、本条例の第9条の事業の継承という届出についての規定というのが指導要綱のほうではないように、私は見えるのですが、その規定については及ぶのかというところを確認したいと思えます。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 この点につきましては、部長のほうも本会議で答えてたと思うんですけども、その逆の規定は適用せずにいきますが、継承していただくのがやはり事業者を突き止める手がかりになりますので、出さなかったことを理由に罰則規定を適用することはちょっと困難かと思いますが、継承については事業者にはこの条例に基づくものと同じ様式を出していただきたいということで指導していきたいと考えております。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。

もう1つ、これどこまで指導効力があるのかというあたりもあるわけですけど、この届出というものが説明会開いて都度都度届けるということなのですが、その状況について、現地の確認とか完了したときの確認とかそういった現地確認のようなことはしていくのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 吉林環境政策課長。

○吉林和久環境政策課長 現状では書類審査でということですが、問題のありそうな事業者等の場合は現地確認も視野に対応していきたいと考えております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第10号議案 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 これは、行政の手續における識別番号等の関係だということが書いてあるのですが、新城市には外国人ではなくて、も含むかもしれませんけど、生活保護者が160世帯ぐらいあると思いましたが、もうちょっと少ないかもしれません。外国人も、生活に困窮する中に外国人が入ってますけど、困窮するという基準というのは一体。

生活保護がこの外国人も同じ適用ということなのでしょうか。伺います。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 生活保護法によります

と、生活保護法の適用は日本国民となっております。で、外国人はこの生活保護法には対象になっておりません。

ですが、ただ外国人でもやっぱりそういった困窮者みえますものですから、今の規定上は生活保護に準ずる形で生活保護を認めておりますものから、全く日本人と同じような適用をしております。で、保護法に当てはまらないものから、こちらで独自の条例を定めて、マイナンバーを利用できるようにするという規定が今回の条例でございます。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、独自と言いましたけど、これは新城市独自なのですか、それとも全国的な。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 これは、全国的な利用になると思います。各市、こういった独自の条例を各自治体で設定するということになると思います。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 新城市個人番号って、これマイナンバーカードのことだと思うのですが、外国人の方でマイナンバーカードが出されていない生活困窮する方もいるわけでしょうか。全員、マイナンバーカードを持ってるという前提で。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 本来は全員持っていたらとスムーズにマイナンバーカードで受診できるんですが、ただ今、外国人22名おります。生活保護を受給している外国人22名おりまして、そのうち13名の方はマイナンバーカードを持っているという状況でございます。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

カークランド委員。

○カークランド陽子委員 このそもそもの意味合いというか、マイナンバーカードと生活保護のつながり、何でこれをつくらなければ

いけないのか、すいませんが御説明お願いします。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 一般のというか、今、保険証は持っている方については、もうマイナンバーカードを持っていけば病院に行ってピッとやって診療が受けられます。しかし、生活保護の受給者というのは保険証を持っておりませんので、一般の方と同じようにマイナンバーカードですぐにピッとすることができないものですから、それについてはしっかりこちらの条例等で定めて、さらにシステム改修もしながらその受給者番号、それから、マイナンバーと連携をして、それで初めて同じように受診ができるということになっておりますので、ちょっと生活保護の受給者だけ差別化されるというのは今回はあってはならないものですから、こういった規定でちゃんと一般の方と同じように受診できるようにするというようになっております。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 基本的なことで申し訳ないんですけども、じゃあ今の時点でマイナンバーカードを持っている人も、持っていない外国人も持っている外国人も同じようにそれが利用、ひもづけができていないための条例ということですか。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 そうです。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、生活保護の人というのは、医療費は今、無料ということなのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 生活保護の中で、医療扶助というものがあるものですから、それはこちらで持つようになっておりますので無料になっております。

今の受診の仕方で疑問があるのかなと思いますが、受給者たちは保険証を持ってないも

のですから、どうするかというと、市のほうで医療券というのを発券します。で、その医療券を各病院なり、各薬局へ持っていくと、初めて診療が受けられ、初めて薬を調達できるというものになっておりますので、今はそういう状態。

これから、マイナンバーカードに代われば、マイナンバーカードをかざせば受診できるということで、そういうふうな取扱いになるということでございます。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、今の時点で外国人の方というのは、マイナンバーカードを持ってようが持ってまいが同じように医療券の支給があるということですか。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 そのとおりでございます。

○浅尾洋平委員長 カークランド委員。

○カークランド陽子委員 個人的には、生活保護受給者は日本国民だけということ、国の決めたことではあるんですけども、これは、でも今回国が一律に市町村にやってくださいということですよ。

○浅尾洋平委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 そうです、そのとおりです。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第11号議案 新城市デイサービスセンター寿楽荘の設置及び管理に関する条例の廃止を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 この寿楽荘は、確か業務委託している会社があるものですから、現在は全部ここに関してですけど、デイサービスセンターだけはこれ別だったからこの条例を廃止するという事なのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 今までの指定管理の委託内容が4つありまして、養護老人ホームの入所者の養護と、それからデイサービス事業と、それから居宅介護支援事業とそれと建物の管理ということで、4つ委託をしておりました。

それで、市の委託事業ということで、公設のデイサービスという扱いだったんですけども、今回指定管理のほうからデイサービス事業と居宅介護支援事業の2つを外して、事業2つにするということで、公設ではなくなるため条例の廃止ということになります。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 公設ではなくなるが、業務委託としてのデイサービスは続けていくということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 委託ではもうデイサービスのほうは出さないんですけども、指定管理を受けていただく法人のほうでもしデイサービス事業をやりたいという話が出れば、そちらは協議をしていくということで、現在、最後の第59号議案で出てくる法人なん

ですけども、そちらのほうの法人と今、お話をする中では、自主事業でやりたいという話が出ておりますので、そちらのほうを今、協議中でございます。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第12号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき



ものと決定をいたしました。

次に、第13号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市子ども・子育て会議条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第14号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

カークランド委員。

○カークランド陽子委員 基本的なことなんですけども、今回の変更箇所とそれの変更することにした理由、原因を教えてください。

○浅尾洋平委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 国のほうの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正がございまして、それに伴い設備の安全点検など安全に関する事項の安全計画を策定することを義務づけされたことと、あと業務計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的実施することや、あと感染症や食中毒の予防やまん延防止のための研修訓練を実施することの努力義務化されたことを規定に盛り込み、

整理したものになります。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了といたします。

これより第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第15号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 これも基本的なことなのですが、この家庭的保育事業等の家庭的保育事業というとな新城市内には何件ぐらいで、どんな事業なのでしょうか。

○浅尾洋平委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 市内の民間の事業所として、小規模保育所を運営している子いづみやだとかつばさ保育園が該当いたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 先ほどと同じなのですが、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業というと、市内ではどのようなところがありますでしょうか。

○浅尾洋平委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 特定教育・保育施設につきましては、市内の認定こども園が該当します。

地域型保育事業につきましては、小規模保育事業所の子いづみややつばさ保育園が該当いたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第17号議案 新城市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 この鳳来保健センターの項を削るということでありますけども、この鳳来保健センターについて、近年の施設の使用の状況を確認いたします。

また、この鳳来保健センターを廃止することによって鳳来地区を主とする保健衛生等の業務であったり、市民サービス等に何か支障が出るのか、及ぼすのか伺います。

○浅尾洋平委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 鳳来保健センターでの事業の内容ですけれども、工事に入る前まではがん検診を年に3回と、あと住民健診を年に1回、あとは健康体操などをやっておりました。

それらのものですけれども、今後、総合支所に移ったときには、そちらの市民センターのほうを会場としてがん検診を今までどおり年3回、住民健診を年1回、運動教室とかにつきましては、今後、高齢者支援課ですとか、高齢者の方がほぼほぼ参加されてましたので、そういうのをやっているところを紹介したり、新城保健センターでやっております運動教室を紹介しながら考えていきたいと思っております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第17号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第18号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第18号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第19号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、順に伺います。

この条例の一部を改正するに当たって、これは県の指導なんですか、国の指導なんでしょうか。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 愛知県の指導になります。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、県の指導というんですけど、これそういう産婦人科の産を取ると、全国的にもそうなんでしょうか。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 これ、全国的というわけではなくて、医療法の第21条第1項第10号で、産婦人科を標榜する場合には、分娩室及び新生児の入浴施設を備えていることが条件ですよというのが、医療法に規定をされております。

新城市市民病院ですけれども、代表質問でもお答えをしましたけれども、平成17年頃を最後にお産ができなくなりまして、その後ほかの診療に変更しております。

新城市市民病院でほかの診療に代えたことに伴いまして分娩室であるとか、新生児の入浴施設がなくなりましたので、医療法で産婦人科を標榜するにはそういった施設が必要なわけですけれども、新城市市民病院にはそういった施設がありませんということと、この令和5年度においても、まだ産婦人科を再開するというめどが立っておりませんので、条例を改正して産婦人科を婦人科にし、変更していこうとするものでありまして、今後、産婦人科の再開のめどが立った場合には、分娩室であるとか入浴施設を改修して、再度婦人科から産婦人科に変える条例改正を行おうとするものであります。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、法律でというんですけど、ないから廃止する、でも、これはつくれば再開する必要はないかと、私、思うんです

けど、国の法律でそういうふうになってるといいますが、これ法律というのは特例とかそういうものがあるのですが、それに準じて特別なことまでは考えていないということなのでしょう。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 私の理解が追いついてないようで、もう1度伺いしてもよろしいですか。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 新城市、人口がどんどん減っていく中で、産婦人科の産を取って婦人科だけになるということは、将来的に見て若者がここへ引っ越してくる基準の1つがこれだと思えますよね。

ですから、施設がないから産婦人科の産を取るというすごく安易な感じなどところがあるんですよ。単なる婦人科だけと、産科の産があるのでは大分イメージが違うと思えますけど、法的にそういうふうになっているからこれはもう仕方ないという認識でしょうか。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 医療法で産婦人科を標榜する場合には、分娩室と入浴施設があることが条件ですよというのが医療法でうたわれておりますので、そう考えておりますし、これで産婦人科から婦人科にしたということによって新城市民病院、新城市として産婦人科の再開に向けた努力をしないかというところではなくて、引き続き再開に向けた努力というのは続けていきます。

そして、先ほどお答えしたとおり、再開のめどが立ったときには議会にも承認をいただいて、施設改修を行い、条例改正を行っていくとするものであります。

○浅尾洋平委員長 山田委員

○山田辰也委員 私、1度やめたものを再開するというのは、これ、かなり努力が要ると思えますけど、愛知県の東三河北部医療圏保険医療計画は、令和4年3月の何かあるん

ですけど、これ39ページのところなのですが、課題として、医療圏内に分娩を扱う医師及び医療機関の確保が重要です、と愛知県は書いておるんですけど、県が言うように、市民病院は分娩を扱う医師の確保や産科施設の確保に全力を挙げることが1番大事だと思うんですけど、それを取るということは、全力を挙げてないのではないかというそんな感じがするんですけど、認識を伺います。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 全力を挙げてきたつもりでいます。平成17年頃を最後に産科がストップしてから、再開に向けて様々な努力をしてきたと思っております。

紹介業を通じてこういった先生がいますとあるとか、面談に行ったりというところまでいったりした件数もありますが、現実として産科を再開するには、これまで産婦人科の医師が令和3年3月に1名退職しましたけれども、1人でできるものではありません。最低複数名、3名から4名以上で、産婦人科の医師だけではなくて出産後に診る小児科の医師も今は1名ですけれども、小児科医師も3名から4名以上で、帝王切開とか手術になる可能性もありますので麻酔科医、新城市民病院に常勤の麻酔科医はいませんが、そういった常勤の麻酔科医も必要だと。

そういった医師が確保できない限り、この再開というのは難しいんですけども、それに向けた努力というのはこれまでも続けてきたつもりでいますし、今後も続けていくつもりです。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そのあたりは、きっと若い引っ越してこられる夫婦の方とかそういうところが重要なポイントになるものですから、ただ住みやすいだけではなくて、医療の関係は特に重要な点があると思います。特に、産科がないというのは大変マイナスポイントになると思えますよね。

3月議会のときも、初日のほうで補正予算で病院事業会計では、3億円があるから国債を購入するということを決めましたけど、私はそんなお金があるなら産婦人科医の、今、関係者とかそういうものにお金を使って、医者確保とか麻酔医とかいろいろなものを確保して、分娩室、新生児等の修繕に充てるべきではないかと思うのですよ。

これ、産科を残すべきではないかと、もう1度伺います。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 3月補正の予算・決算委員会でも代表質問でもお答えをしましたけれども、国債に関しては現状としてそういったお考えもあるかもしれないんですけども、予算・決算委員会でもお答えをしましたけれども、施設の改修、医療器械、そういったものは実際に勤務する医師の要望等が非常に大きいと、私は感じております。

したがって、仮に3億円で国債を買わずに医療器械や施設を整備したとしても、実際に勤務していただく医師にとって、それが使いやすいものなのかどうかというのは、それは別問題だと私は思っております。

したがって、そういった医師が確保できた段階で医師の要望、働きやすいもの、そういったものを選んでいくのが優先だと考えております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑は。

カーランド委員。

○カーランド陽子委員 私は、やっぱり実態がないのに名前だけ名乗るっていうのはそれもどうかと思うのですが、先ほどの話で、令和何年からずっとドクターが見つからないということで、ドクターもたくさん必要だということだったんですけども、やっぱりなかなか見つかっていない原因というのは何だと、どういうところにあるとお考えですか。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 医師は、今、多分

18ぐらいの領域、内科だとか総合診療科、外科だとかいろんな科があるわけですけども、その中で多分トップクラスの位置に、訴訟リスクが1番高いのが産婦人科だと思います。そういったこともありまして、いろいろな診療科がある中で、希望される診療科が1番少ないほうに位置するのも産婦人科だと思います。そういったこともあって、産婦人科医師というのは非常に少ないということがあります。

それから、昨今働き方改革というのが非常に全国的に言われておるわけですけども、1番労働時間が長くなってしまふ、24時間365日、いつ産まれるかわからない、そういった状況にある中で、待機だとかということを常に時間外労働が増えてしまふのも産婦人科だと思っております。

そういったこともありまして、志望される医師が少ない、日本全体の産婦人科の医師が少ないということが原因だと、私は思っております。

○浅尾洋平委員長 カーランド委員。

○カーランド陽子委員 ずっとこの産科医不足というのは、特に新城だけの問題ではなくて、全国的に多く見られる問題ということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 はい。これは新城市市民病院が平成17年頃を最後にお産ができなくなったわけですけども、その頃からもう既に産婦人科は非常に志望されることが少ない。日本全国的に医師不足というのもありますけれども、さらに産婦人科については不足をしておるといような状況がずっと続いているということだと思います。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 では、第19号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

産婦人科医を新城市市民病院で守る体制を維持することが東三河北部医療圏の役割があるのに、産科の看板を下ろすことはあってはならないと考えるからです。

また、今、国が子どもの数を増やすといっているときなのに、市は産科を行わない道を選択することは、国の方針とは逆行していると私は思います。議会要望でも毎年産科と赤ちゃんが産める市民病院を全会一致で要望しているにもかかわらず、なぜ議会要望を無視して産科を廃止するのでしょうか。これは、議会無視、二代表制を無視しているのではないのでしょうか。

市は、条件が合えば産科を復活させることができると言いますが、その後廃止した産科医師確保や、お産施設修繕などへの予算を使うことは難しくなると考えます。

つまり、市は産科を復活させる意欲も活動も低下するのは明らかです。新城市が人口を増やし、持続可能なまちづくりのためには赤ちゃんが産める産科の市民病院が必要な施設であり、守るべきだと考え、私は反対いたします。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

カーランド委員。

○カーランド陽子委員 では、第19号議案に賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

今、産科という看板を下ろすことによって復活させる意欲が低下するなんていうお話もありましたし、そういうことも実際あるのかなという懸念はありますが、やはり、日本全

体的に産科医が不足してるというのは私も聞いたことがあるところでありますし、今まで、特に1人ではなくたくさんの医師が必要だということではなかなか確保に苦労があるのかなということは想像できると思います。

さらに、1番重要だなと思うのは、やはり看板に掲げているのに実態が伴ってないというところは、やはり問題なのかなと思ひ、賛成とさせていただきます。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論はなしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

賛否両論がありますので、起立による採決をいたします。

まず、本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第59号議案 新城市養護老人ホームの指定管理者の指定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 今、この指定管理、寿楽荘ですね、現在の使用状況というのは業務委託してるんですけどいかがでしょうか、教えてください。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 養護老人ホーム寿楽荘につきましては、現在定員が50人ということなのですが、部屋が26部屋ありまして、16人から18人ぐらいを大体推移しております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 1人1部屋ではなくて、こ

れ2人で1部屋ということでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 一応2人部屋が24部屋と、それから1人部屋が2部屋の26部屋となっております。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 年齢は大体平均的に何歳ぐらいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 一番若くて70歳代で、一番上で100歳近くの方がいらっしゃいますので、大体平均で85歳ぐらいになるのではないかなと思っております。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 私も1度見に行ったのですが、思った以上にきれいで、でも話をしたところ、たくさんの方が入ってほしいのですが基準が結構いろいろあると言ったんですけど、その基準について伺ってもよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 養護老人ホームにつきましては、老人福祉法に定められております入所基準がありまして、老人福祉法の第11条になるのですが、「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由」、これが政令で定めるものに限っております。この経済的理由というのは、生活保護受給者、もしくは非課税世帯の方に限っております。文章戻ります。「この経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する」となっております。

該当の方がいらっしゃいますと、私たちが経済状況だとか環境的な状態、それらを全部調査した上で、入所判定委員会というものを行いまして、その入所判定委員会で養護老人ホームの入所が妥当であるということでは

果の出た方が入所ということになりますので、厳しいといえば厳しくなりますが、税金がかなり投入されている施設ですので仕方がないのかなとは思っております。

○浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 市内にある有料老人ホーム、ある程度、僕も調べてみたのですが、1件最低でも15万円で、大体20万円近く費用が要るものですから、収入の少ない方で、非課税世帯は特別少ないと分かるんですが、生活保護もですね、中途半端な人が結構意外にいるかと思うのですが、条例でそうなってるなら仕方がないんですけど、ある程度の許容範囲を出していただければ、本人たちも出して入りたいという希望があったんですけど、その点については厳しいところでしょうか。

○浅尾洋平委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 やはり、老人福祉法上で定められているというところもありますし、あとは新城市だけではなくて、現在は新城市の寿楽荘には新城市の住民票が元々ある方しか入っておりませんが、新城市だけではなくてほかの市町村の養護老人ホームに入所を頼んでいる方もいらっしゃいます。

なぜほかの市に行くかということ、そちらのほうにお子さんがいらっしゃるのですお子さんの近くがいいということで、そちらのほうに入る方もいらっしゃいますし、あと虐待等の理由であまりにも虐待者と近くにいることが危ないということで遠くに離す方もいらっしゃいますので、それらのことを考えますと、やはり養護老人ホームというのを法令遵守した施設でなければ、ただちょっと15万円の有料老人ホームに入るのは大変だからということに入るといっては大変なのかなということがあります。

あと、養護老人ホームにもやはり本人負担というちゃんと基準がありまして、本人の年金等の所得に応じて本人の負担金というのも定めがありますので、課税世帯の方が入られ

るとそんなに有料老人ホームと変わらないぐらいの費用がかかることになってしまいますので、そこはそういうふうの説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第59号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案 工事請負契約の締結を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第65号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時30分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 浅尾洋平